

随意契約理由書及び比較見積省略理由書

本工事は、北部水みらいセンターに設置されている焼却炉設備が経年劣化により不具合が発生している為、不良部品の取替を行ない、本来の機能を回復させるものです。

当該機器は、汚泥移送投入、流動焼却炉、排ガス処理、焼却灰搬出等の各機器が一体のシステムとして構成されており、構成機器全てが連携して機能を発揮するように北部水みらいセンター用に設計・制作されたものであり安全で効率的な焼却や排ガス処理において固有の機能を有している。

従って本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力及び補修工事に伴う交換部品の入手と熟練した技術者の確保が必要であるため、他者では実施できないものである。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該設備の設計・製作・据付を実施した株式会社クボタから補修業務を継承したクボタ環境サービス株式会社 大阪営業所以外になく、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同者と随意契約を締結するものです。

また、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により、比較見積を省略することとします。